

碎石及び砂利の出荷基準（案）に対する意見書

2012年（平成24年）3月8日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 対象地域を、福島県内の浜通り及び中通りの地域にある採石場及び砂利採取場に限定すべきでない。
- 2 一般的な暫定基準値は「100Bq/kg」、屋外の公共工事に使用される製品の暫定基準値は「表面線量率が0.23μSv/h以下」と規定されているが、これらを測定する測定器については、国が認定した規格に合致するものに限るべきである。
- 3 屋外の公共工事に使用される製品が出荷可能な場合を、「表面線量率が0.23μSv/h以下」と規定し、一般の場合の暫定基準値である「100Bq/kg」を大幅に緩和する以上、当該製品の使用用途が限定される担保が確保されなければならない。

第2 意見の理由

- 1 碎石及び砂利の出荷基準（案）（以下、「本案」という。）は、一般的な暫定基準値を「100Bq/kg」としつつ、屋外の公共工事に使用される製品の暫定基準値については「表面線量率0.23μSv/h以下」と規定する。

ところで、上記「0.23μSv/h」は、環境省が定めた除染基準に着目した数値と思われるが、環境省が定めた除染基準は、あくまで地表1メートルで測定した空間線量である。したがって、空間線量率が0.23μSv/hであれば、その地表の「表面線量率」が「0.23μSv/h」を大幅に超えていることは明らかである。

そうである以上、空間線量率が0.2μSv/h以上の地域において、本案が適用されると解すべきである。

そこで、空間線量率が0.2μSv/h以上の地域に着目すると、文部科学省により昨年行われた航空機モニタリング測定結果によれば、広く関東も含まれることになる。したがって、本案の対象地域は、福島県内の浜通り及び中通りの地域にある採石場及び砂利採取場に限定すべきでない。

- 2 本案は、暫定基準値を「100Bq/kg」ないし「0.23μSv/h」と規定する。ところが、測定器は高価であり、また市販の測定器は様々な精度を持つもの

が販売されており、業者がいかなる測定器を選ぶかによっては、暫定基準値が画餅に帰す。

したがって、測定器については、国が認定した規格に合致するものに限るとすべきである。

3 屋外の公共工事に使用される製品が出荷可能な場合について、一般の場合の暫定基準値である「 100Bq/kg 」を緩和するのであれば、その製品の使用用途が限定される担保が確保されなければならない。

さもなければ、公共工事に使用される製品として出荷されたものが、一般の場合にも利用されるなどして、暫定基準値を「 100Bq/kg 」と厳しく設定したことが無意味になりかねない。

以上

碎石及び砂利の出荷基準（案）

1. 対象製品

碎石及び砂利（真砂土及び砂を含む）を対象とする。

2. 対象地域

当面の間、福島県内の浜通り及び中通りの地域にある採石場及び砂利採取場を対象とする。

3. 作業手順

対象製品を製造し出荷する事業者は、製品の放射線量を低減化させるため、操業を再開する際や、出荷停止後に出荷を再開する際は、以下の作業を行うこととする。

- ・ストックヤード、プラント、重機、車両等を可能な限り除染する。
- ・平成23年4月以降に採取していない場所については表層を少なくとも5cm以上除去した上で岩石を採取するなど、適切な措置を講ずる。

4. 暫定基準値

対象製品を製造し出荷する事業者は、当面の間、定期的に複数箇所の代表的な製品をサンプル測定し、放射性セシウム平均濃度（Cs134及びCs137の合計値）が100Bq/kg以下であれば出荷可能とする。

ただし、対象地域における道路、河川等の屋外の公共工事に使用される製品については、当面の間、定期的に複数箇所の代表的な製品をサンプル測定し、表面線量率が0.23 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下であれば出荷可能とする。

なお、継続して基準値を下回る場合は、測定頻度を下げることができる。

5. 細則

上記に定める事項のほか、必要に応じ基準の細則を定める。

碎石及び砂利の出荷基準に対する意見公募要領

(1) 電子メール

電子メールアドレス : jyutaku-kagneti.go.jp

※ 電子メールの件名を「碎石及び砂利の出荷基準(案)に対する意見」としてください。

(2) FAX

FAX番号 : 03-3501-6799

経済産業省製造産業局住宅産業基業建材課 パブリックコメント担当 宛

(3) 郵送

住所 : 〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省製造産業局住宅産業基業建材課 パブリックコメント担当 宛

平成24年3月1日
経済産業省製造産業局
住宅産業基業建材課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

福島県の一部建築物等において、周辺より有意に高い放射線量が測定されています。これは、建築物の基礎（コンクリート）等に、年間推定換算線量が100mSvを超える地域（浪江町）の採石場の碎石が材料として使用されたことが原因である可能性が高いと考えられています。

現在は、当該採石場は採業を停止していますが、当該採石場の碎石は東日本大震災以降、計画的避難区域に設定される前に出荷されていたものです。このため、当該採石場の碎石の流通経路と工事箇所の特定作業を行うとともに、住居等を優先しつつ、順次測定を行っているところです。

また、「碎石及び砂利の出荷基準に関する専門検討会」を開催し、学識経験者等の専門家の意見を聴きつつ、碎石及び砂利（砂も含む）の出荷基準に関する検討を行っています。

専門検討会では、碎石や砂利はもともと自然界に存在する放射性物質を含んでいることや、100Bq/kg レベルまでは放射性防護上の安全性について必ずしも問題となるものではないという意見がありました。一方で、今回の出荷基準では、サンプリングでの測定であること、出荷の段階で必ずしも使用箇所が特定できないものもあること、風評被害を抑止すること等の観点から「放射性セシウム平均濃度で100Bq/kg」という暫定基準値を採用しました。

つきましては、この出荷基準について、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

碎石及び砂利の出荷基準（案）

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

(2) 窓口（経済産業省製造産業局住宅産業基業建材課）での配布

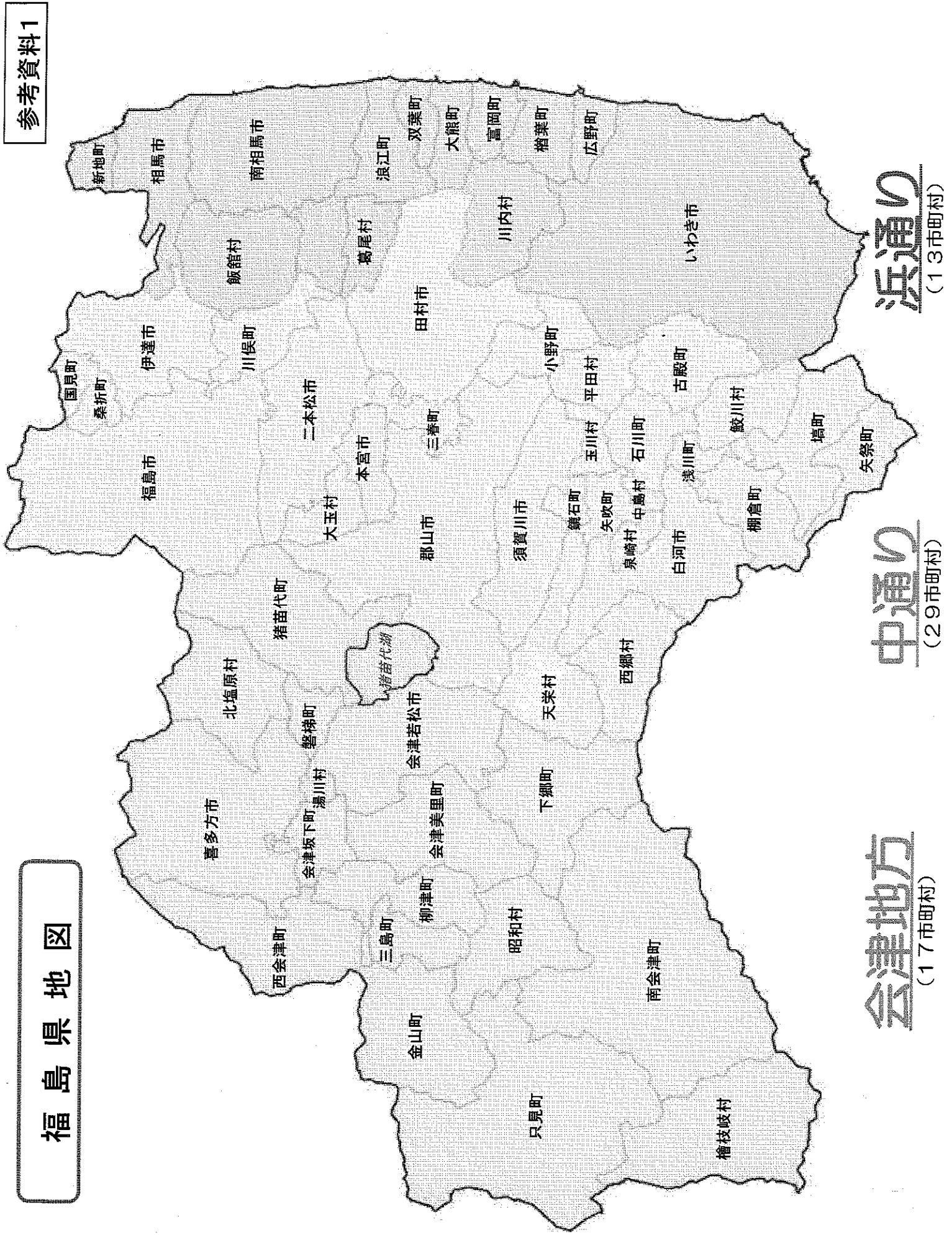
4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成24年3月1日（木）～平成24年3月10日（土）必着

5. 意見提出先・提出方法

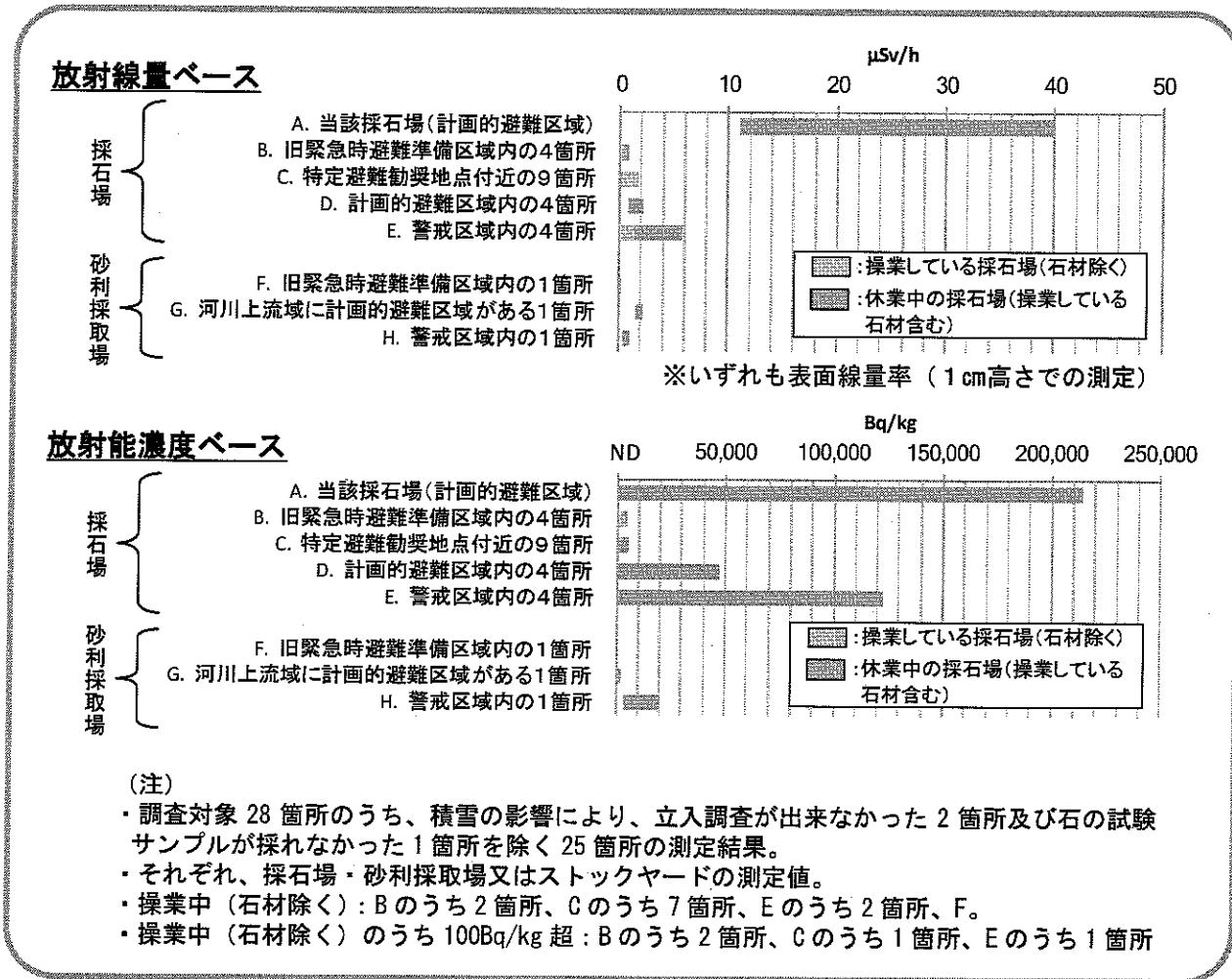
別紙の意見提出用紙に所定の事項を日本語で記入の上、以下のいずれかの方法で送付してください。

福島県地図



参考資料1

計画的避難区域等の採石場及び砂利採取場の調査結果



以上の結果から、

- 当該採石場（現在操業停止中）のみが放射線量が極端に高い、
 - 計画的避難区域で操業中の 1 箇所は、石材（墓石等（屋内保管））である、
 - 警戒区域で操業中の 2 箇所は、域外への出荷はない、
- ため、現在出荷されている碎石等の放射線防護上の懸念は小さいと考えられる。

(注) 石材（墓石等）については、原石を屋内で切削・洗浄等しているため、仮に原石に放射性物質が付着していても除去されると考えられることや、原石の持ち出し時に県の放射線検査を受けていることから問題は生じないと考えられる。

また、過去に出荷された碎石等についても、施工現場での測定調査が進んでいるが、当該採石場の碎石を使った施工現場以外では周辺と比べ高い放射線量は確認されていないため、当該採石場の碎石以外のものの放射線防護上の懸念は小さいと考えられる。

調査・測定の進捗状況

平成24年2月24日時点

警戒区域内の 採石場・砂利採取場

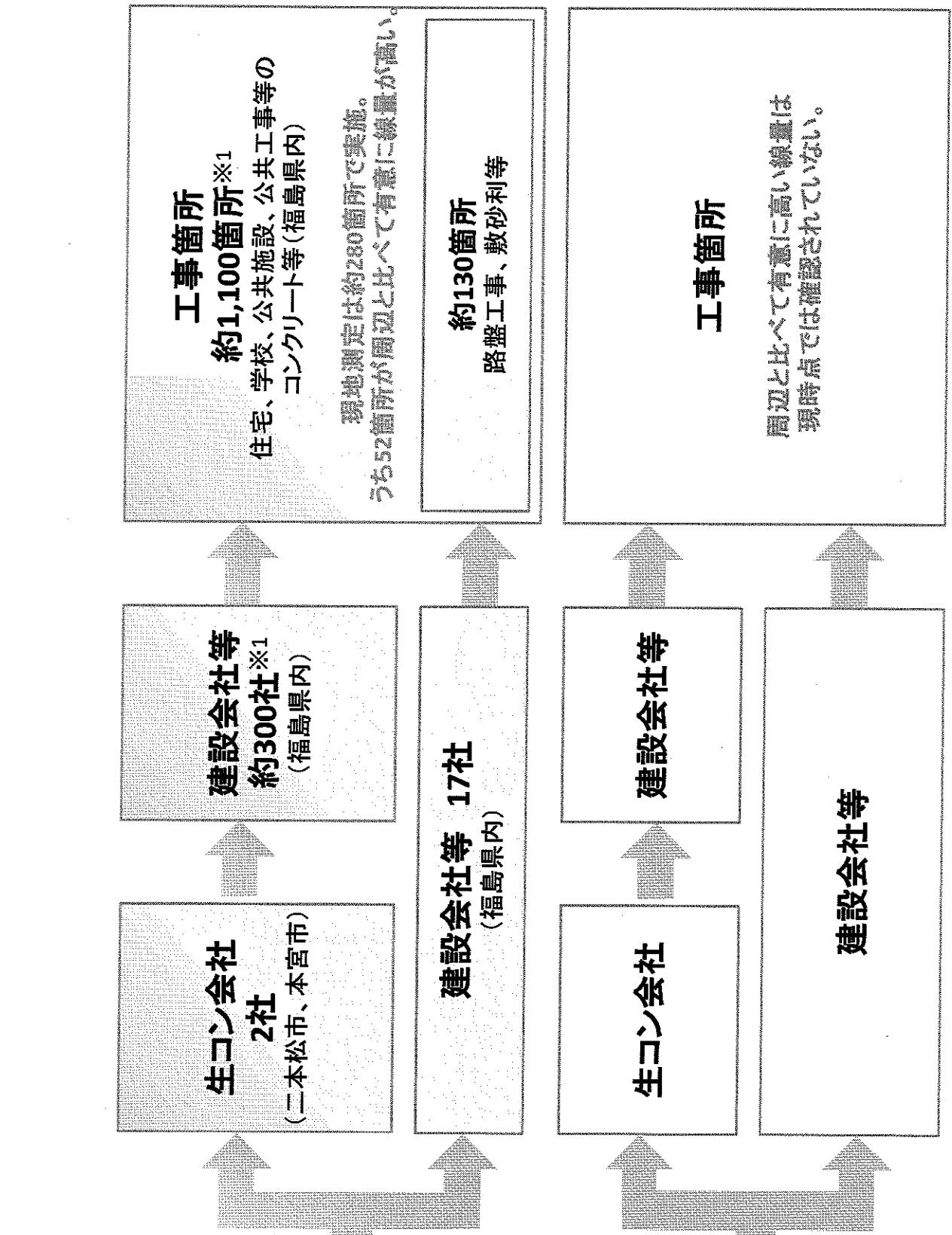
5箇所

0.18～5.73 μ Sv/h※3
ND～122,400Bq/kg※3
(域外への出荷はない)

計画的避難区域の
浪江町の採石場
11.0～40.0 μ Sv/h※3
237～214,200Bq/kg※3
〔震後の出荷期間
3/14～4/22〕

その他の
採石場・砂利採取場
20箇所※2

計画的避難区域
0.81～3.06 μ Sv/h※3
113～47,100Bq/kg※3
特定避難要地点付近
0.10～1.76 μ Sv/h※3
ND～5,170Bq/kg※3
緊急時避難準備区域等
0.08～0.97 μ Sv/h※3
ND～4,370Bq/kg※3



※1 数字は概数であり変動の可能性あり
※2 積雪で測定できなかつた箇所を除く
※3 採石場又はストックヤードの放射線量・放射能濃度、NDは不検出